

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の元利償還金の収納事務の委託	こども家庭課
○長崎県水産部関係補助金等交付要綱の一部改正	漁政課
・保安林の指定の予定	林政課
・道路の区域変更	道路維持課
・公有水面埋立ての承認	港湾課
○長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものの一 部改正	会計課
◎ 公 告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁業振興課
・土地改良区の役員の就退任	農村整備課
・都市計画図書の縦覧(2件)	都市政策課
・落札者等	警察本部会計課
◎ 教育委員会訓令	
○長崎県立学校処務規程の一部改正	高校教育課
◎ 公安委員会告示	
・指定講習機関の指定	運転免許管理課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第509号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年4月1日
- 2 受託者の住所及び氏名
東京都港区芝浦三丁目16番20号
NTS総合弁護士法人 代表社員弁護士 櫻井 宏平
- 3 委託事務
長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の元利償還金の収納事務

4 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

長崎県告示第510号

長崎県水産部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第398号）の一部を次のように改正し、令和4年度
の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 水産加工流通課関係						別表（第2条関係） 水産加工流通課関係					
補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～6 略						1～6 略					
					7	成長産 業化の ための 養殖産 地育成 事業費 補助金	水産政策 の改革に 伴う国事 業の積極 的な活用 を図りな がら、漁 場再編、 新規参入 及び産地 強化の3 本柱で養 殖業の成 長産業化 を推進す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 養殖漁場再 編計画策定推 進事業養殖漁 場再編計画策 定協議の開催 等に要する経 費 (2) 新規参入産 地計画策定推 進事業新規参 入産地計画策 定協議の開催 等に要する経 費 (3) 養殖産地育 成計画強化・ 実践事業養殖 産地育成計画 の策定・検証 を行うための 経費及び養殖 産地育成計画 に基づき実施 する生産性向 上等にかかる 取組に要する 経費	2分の 1以内	(1)及び (2) 市町 、水 産業 協同 組合 法に 基づ く法 人、 養 殖 業 者 等 等 組 織 す る 団 体 (3) 水 産 業 協 同 組 合 法 に 基 づ く 法 人 及 び 市 町 並 び に 漁 業 者、 養 殖 業 者 等 が 組 織 す る 養 殖 産 地 協 議 会	

7～15 略					8～16 略				
16	長崎の特性に応じた養殖モデル実証事業費補助金	養殖業の沖合進出や先端技術を導入した先進的な養殖生産モデルの実証の取組を支援し、養殖魚の安定生産や輸出を見据えた生産増大等を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 先進的養殖施設等整備事業 沖合における養殖等、先進的な養殖生産モデルの実証に必要な養殖施設整備等に要する経費 (2) 先進的養殖管理機器等整備事業 先進的な養殖生産モデルの実証に必要な養殖管理高度化のための先端機器等導入に要する経費	(1) 3分の2以内 (2) 2分の1以内	漁業協同組合、養殖業者等により組織するグループ				
17	ながさき型マーケット・イン養殖産地育成事業費補助金	養殖産地が国内外の出荷先が求める質、量などの情報を能動的に把握し、需要に応じた計画的な生産を行う取組を支援し、マーケット・イン型の養殖生産への転換を図る。	補助対象者が、マーケット・イン養殖産地育成計画に基づき実施する需要に応じた計画的な生産等を行う取組に要する経費	2分の1以内	水産業協同組合法に基づく法人、市町及び養殖業者等が組織する養殖産地協議会				
18	長崎産水産物海外販路新規開拓チャレンジ支援事業費補助金	生産者や加工業者等の輸出へのチャレンジを支援し、海外の販路開拓を推進する。	海外市場の新規開拓や新商材の輸出にチャレンジし、新たな輸出取引を定着させるために必要な、戦略の構築、市場調査、試験輸送、バイヤー招聘、商品開発・改良、現	2分の1以内	県内の漁業者、養殖業者、製造・加工業者等が構成する連携体等				

		地商談会、フェア等販売促進活動、輸出向け生産施設等の衛生管理体制の補完、その他知事が必要と認める取組に要する経費		
--	--	--	--	--

長崎県告示第511号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
五島市松山町349の2、356から358まで、505の1、506、510、511、512の9、513、531の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 富川溪線
 道路の区域

区 間	区域変更 新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市富川町67番2地先から 諫早市富川町69番5地先まで	前	13.6~22.0	76.1	
	後	11.4~17.7	76.1	

長崎県告示第513号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面埋立てを承認した。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての承認年月日
令和4年7月20日
- 2 埋立ての承認を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 国土交通省 九州地方整備局
 所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎
 代表者の氏名 国土交通省 九州地方整備局長 藤巻 浩之
 代表者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

3 埋立区域

ア 位置
 長崎県大村市箕島町593番1の地先公有水面

イ 区域
 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積
 17,900.94平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置
 長崎県大村市箕島町593番1及び593番2の地内並びに長崎県大村市箕島町593番1の地先公有水面

イ 区域
 省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積
 203,789.64平方メートル

5 埋立地の用途

空港用地、道路用地

長崎県告示第514号

長崎県財務規則第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するもの（昭和40年長崎県告示第407号）の一部を次のように改正し、令和4年8月1日から適用する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。		長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第30条第4項に規定する現金領収証書に代えて交付するものを、次のとおり定め昭和40年6月1日から施行する。	
収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの	収入金の名称	現金領収証書に代えて交付するもの
1及び2～5 略		1及び2～5 略	
6 高等学校入学 選抜手数料	処務規程第14条の規定による <u>入学選 抜手数料領収証書に、同条に規定す る領収印を押したもの</u>	6 高等学校入学 選抜手数料	処務規程第14条の規定による受検票 に、同条に規定する領収印を押した もの
6-1 中学校入 学選抜手数料	処務規程第14条の規定による <u>入学選 抜手数料領収証書に、同条に規定す る領収印を押したもの</u>	6-1 中学校入 学選抜手数料	処務規程第14条の規定による受検票 に、同条に規定する領収印を押した もの
7～33 略		7～33 略	

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
 長崎県対馬市美津島町濃部158番地
 釜地 秀成
 長崎県対馬市美津島町濃部216番地
 犬束 満弘
- (2) 加入区
 対馬浅海加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
 公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
 長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9
 豊玉町漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
藤 永 和 之	平戸市生月町山田免386番地	藤 永 和 之	平戸市生月町山田免386番地
岩野上 陽 敬	平戸市生月町山田免2167番地	船 原 佐利志	平戸市生月町山田免988番地
障 子 末 義	平戸市生月町山田免1356番地2	岩野上 陽 敬	平戸市生月町山田免2167番地
平 松 栄 二	平戸市生月町山田免286番地	障 子 末 義	平戸市生月町山田免1356番地2
岩 崎 昇	平戸市生月町山田免166番地	平 松 栄 二	平戸市生月町山田免286番地
大 石 勝 律	平戸市生月町山田免679番地	池 淵 岩 雄	平戸市生月町山田免309番地
石 山 富 啓	平戸市生月町山田免982番地1	大 石 勝 律	平戸市生月町山田免679番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
蜜 山 隆 満	平戸市生月町山田免280番地	蜜 山 隆 満	平戸市生月町山田免280番地
富 岡 敏	平戸市生月町山田免807番地1	富 岡 敏	平戸市生月町山田免807番地1
船 原 正 司	平戸市生月町山田免994番地		

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画（田中町地区計画）（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画（長崎卸団地地区計画）（長崎市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年7月29日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務の名称
警察用船舶「ひらど」船舶定期検査等整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県警察本部警務部会計課
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- 3 調達方法
船舶整備
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年7月6日
- 6 落札者
平戸市鏡川町1272番地
平戸鉄工造船株式会社 代表取締役 金子 岩久
- 7 落札価格
¥54,500,000－（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
令和4年5月24日
- 9 落札方式
最低価格

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第3号

県立学校

長崎県立学校処務規程（昭和51年長崎県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月29日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																
<p style="text-align: center;">第4章 雑則 (授業料等の収納)</p> <p>第14条 授業料又は手数料（県立高等学校等条例第3条に規定する高等学校等証明手数料を除く。）を収納したときは、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げるものに領収印（様式第2号）を押印して交付するものとする。</p> <p>(1) 略 (2) 高等学校等入学選抜手数料 <u>入学選抜手数料領収証書（様式第3号）</u> (3)～(4) 略</p> <p>様式第3号（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">入学選抜手数料領収証書</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">在籍（出身）校名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受検番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納入場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 上記の金額を領収しました。 ただし、<u>学校入学選抜手数料として</u> <div style="text-align: right;">年 月 日</div> </td> </tr> <tr> <td style="width: 80%; height: 100px;"></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">領 収 印</td> </tr> </table>	入学選抜手数料領収証書		在籍（出身）校名		氏 名		受検番号		納入金額		納入場所		上記の金額を領収しました。 ただし、 <u>学校入学選抜手数料として</u> <div style="text-align: right;">年 月 日</div>			領 収 印	<p style="text-align: center;">第4章 雑則 (授業料等の収納)</p> <p>第14条 授業料又は手数料（県立高等学校等条例第3条に規定する高等学校等証明手数料を除く。）を収納したときは、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げるものに領収印（様式第2号）を押印して交付するものとする。<u>なお、受検票原符（様式第3号の1）については、高等学校等に保管するものとする。</u></p> <p>(1) 略 (2) 高等学校等入学選抜手数料 <u>受検票（様式第3号の2）</u> (3)～(4) 略</p> <p>様式第3号の1（第14条関係） (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">受 検 票 原 符</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">受 番</td> <td style="width: 10%;">付 号</td> <td style="width: 40%;">第</td> <td style="width: 40%;">番</td> </tr> <tr> <td>在 校</td> <td>籍 名</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">学校</td> </tr> <tr> <td>氏</td> <td>名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>検 場</td> <td>査 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <p><input type="checkbox"/> この受検票は <u>学校入学選抜手数料の領収書</u>をかねて発行すること。この取扱いは、<u>長崎県立学校処務規程第14条</u>によって処理すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 受検番号は受付番号を記入すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 数字は算用数字を用いること。</p> <p><input type="checkbox"/> 切取線をはさんで契印を押すこと。</p> <p>様式第3号の2（第14条関係） (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">受 検 票</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">受 番</td> <td style="width: 10%;">検 号</td> <td style="width: 40%;">第</td> <td style="width: 40%;">番</td> </tr> <tr> <td>検 場</td> <td>査 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>注意 <input type="checkbox"/> この票は受検の際、この面を表にして机の上においてください。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>には氏名を書かないでこの受検番号を記入してください。</u></p>	受 検 票 原 符				受 番	付 号	第	番	在 校	籍 名	学校		氏	名			検 場	査 名			受 検 票				受 番	検 号	第	番	検 場	査 名		
入学選抜手数料領収証書																																																	
在籍（出身）校名																																																	
氏 名																																																	
受検番号																																																	
納入金額																																																	
納入場所																																																	
上記の金額を領収しました。 ただし、 <u>学校入学選抜手数料として</u> <div style="text-align: right;">年 月 日</div>																																																	
	領 収 印																																																
受 検 票 原 符																																																	
受 番	付 号	第	番																																														
在 校	籍 名	学校																																															
氏	名																																																
検 場	査 名																																																
受 検 票																																																	
受 番	検 号	第	番																																														
検 場	査 名																																																

(裏)	
在 籍 (出 身) 校 名	学校
氏 名	
¥	
ただし	年度
	学校入学選抜手数料

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき、指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月29日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

- (1) 株式会社浦上自動車学校
長崎市赤迫3丁目19番1号
吉川 万一郎
- (2) 株式会社あたご
長崎市星取1丁目1番28号
井口 國雄
- (3) 株式会社島原自動車学校
島原市梅園町丁2870番地
星野 親房
- (4) 有限会社佐世保大塔自動車学校
佐世保市大塔町27番地
村瀬 高広
- (5) 株式会社五島
五島市浜町424番地3
井口 國雄

2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

- (1) 浦上自動車学校
長崎市赤迫3丁目19番1号
- (2) あたご自動車学校
長崎市星取1丁目1番28号
- (3) 島原自動車学校
島原市梅園町丁2870番地
- (4) 大塔自動車学校
佐世保市大塔町27番地
- (5) 五島自動車学校
五島市浜町424番地3

- 3 特定講習の種別
若年運転者講習
- 4 指定を行った年月日
令和4年7月14日

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月29日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学佐世保校 地域交流棟PBL教室 什器備品一式
 - (2) 調達物品の特質等
仕様書による。
 - (3) 納入期限
令和4年11月30日
 - (4) 納入場所
長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校地域交流棟1階PBL教室、2階PBL教室
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) ア又はイに該当する者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和4年7月29日現在で有している者であること。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
 - (4) この公告の前日において、本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内におく中小企業者であること。
 - (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
 - (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）は、この公告の日から4に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。
 - (2) 申請書の提出方法

- ① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資審査申請書に長崎県の資格審査結果通知書を添え、4の部局へ提出すること。
- ② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資審査申請書に次の書類を添え、4の部局へ提出すること。
 - ・誓約書
 - ・委任状
 - ・営業概要書
 - ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ・県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - ・印鑑届（様式第2号）
 - ・口座振替申込書（様式第3号）

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先、提出期限4の部局とする。
(提出期限) 令和4年8月18日17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
(名称) 長崎県立大学佐世保校総務課建設整備グループ
(電話) 0956-59-6778
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から令和4年8月5日17時00分までの間（大学の休日を除く）
(場所) 4の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 同等品承認願の提出場所及び期限
(提出場所) 4の部局とする。
(提出期限) 令和4年8月9日17時00分
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札・開札の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学佐世保校大学院棟2階 616教室
(期日) 令和4年8月25日 13時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺ク
イツク
プリン
弥ト